

入居が決まったら・・・入居手続等の注意

☆入居手続について

- (1) 敷金（家賃の3ヶ月分）を納入してください。
- (2) 金融機関の窓口で家賃の口座振替手続きをしてください。
- (3) 「誓約書」を提出していただきます。その誓約書には連帯保証人が1名必要です。

※連帯保証人は、県内に住所を有する方か入居決定者の親族の方で、保証能力のある方でなければなりません。

また、入居決定後において、申込者および同居人が暴力団員であることが判明した場合、入居資格を無効とし、入居決定を取り消します。

- (4) 次に該当する人は、入居されても退去していただきます。

- ①不正の行為によって入居した時
- ②家賃を3ヶ月以上滞納した時
- ③住宅または共同施設を故意に傷つけたり、壊したりした時
- ④正当な理由によらないで無断で15日以上住宅を使用しない時
- ⑤周辺環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をした時
- ⑥住宅を無断で他の人に貸し、またはその入居の権利を他の人に譲渡した時
- ⑦住宅を無断で他の用途に使用した時
- ⑧住宅を無断で模様替又は増築した時

☆入居後の注意事項

県営住宅は、公営住宅法の趣旨に基づき建設された公共賃貸住宅です。みんなで仲良く明るい共同生活を営むために、次のことに注意してください。

- (1) 犬・猫などのペットを飼育することは禁止しています。
- (2) 生活騒音に注意しましょう。
- (3) 有料駐車場のある団地を除いて、団地内で自動車を保管することはできません。
(車庫証明を発行することができません。)
- (4) 不法駐車をしないでください。他の入居者の迷惑になります。
- (5) 外灯・浄化槽等共同施設の維持管理費は、入居者で負担していただきます。
- (6) 家賃の他に共益費（外灯・エレベーター・給水ポンプの電気代等）が必要です。
- (7) 一部の住宅の浴室には、浴槽・風呂釜がついていませんので、入居者で設置していただきます。
(※概ね昭和57年以降に竣工した住宅については、浴槽・風呂釜は設置されています。)
- (8) 入居後は自治会に加入し、住み良い団地づくりに努めてください。
- (9) 入居後20日以内に、新しい住所の住民票の原本を滋賀県営住宅管理センターへ提出していただきます。
- (10) 次年度の家賃決定のため、毎年8月頃に入居者全員の収入状況を申告する「収入申告書」を提出していただきます。提出がない場合は、家賃が民間賃貸住宅並みの高い家賃に設定されます。